一般社団法人

中野権利擁護センターアクセプト

法人設立　記念講演会

私のことは、私と一緒に決めてほしい

～尊厳ある暮らしを続けるために～

第１部　成年後見とは
～介護保険と成年後見～

第2部　成年後見制度の利用促進を図るために
～成年後見制度利用促進計画～

講師プロフィール

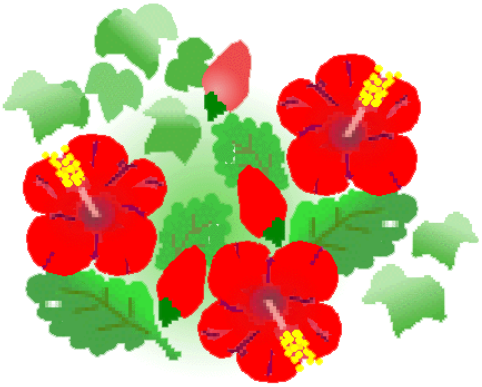

社会福祉士、介護支援専門員（ケアマネージャー）

竹原　厚三郎　（たけはら　こうざぶろう）

品川区や中野区の福祉事務所等でのケースワーカー、介護保険制度の立ち上げや福祉オンブズマンの事務局など30年の実務経験を踏まえ、日本社会事業大学大学院福祉マネジメント研究科に入学し修士（福祉マネジメント）。日本文理大学を経て、2008年帝京平成大学現代ライフ学部教授（2017年３月退職）、現在、城西国際大学大学院福祉総合学研究所非常勤講師・品川介護福祉専門学校非常勤講師

■主な著書

「地域保健福祉政策事例集」共著、「ケアマネジメント実践事例集」共著、「介護保険制度論」共著　「老い風にのって」単著等多数

２０００年４月、
介護保険制度がスタートに向けて！！！

少子高齢化の急速な進行、長寿化に伴う要介護高齢者等の増加、家族機能が変容する中で、１９９０年代以降、高齢者の自己決定を中心に据えた新しいシステムが検討されました。

介護保険制度における「自己決定」導入の背景

・高齢者は社会的にも、経済的にも自立した存在であること。社会の中心的担い手として行動し、発言し、自己決定してきた市民が、ある一定年齢を過ぎると、制度的には行政処分（措置）の対象者とされるは成熟社会にふさわしい姿とはいえない。

・社会環境の変化を踏まえ、介護必要になった場合、高齢者が自らの意思に基づいて、利用するサービスや生活する環境を選択し、決定することを基本に据えたシステムを構築すべきこと。

・高齢者の個別性が尊重される必要がある。高齢者は、長年にわたる生活習慣や環境の違いが年輪のように重なって、心身の状態に様々な影響を与えており、若い人に比べても個人差が大きい存在である。

1994.12　高齢者介護・自立支援システム研究会報告書

介護保険制度の基本的な考え方

①自立支援

　加齢に伴って生ずる心身の変化に起因 する疾病等により要介護（支援）状態 になった者が、**尊厳**を保持し、**自立した日常生活を営むこと**
(介護保険法第１条)

自立とは・・・

　何歳になっても、どういう状態になっても、自分の暮らしぶりは自分で決めること。自分の生き方は自分で決めるということです。

　ただ単に、現在の機能を維持・回復を目指すことではありません。

　自分だけでは決められないときは、家族や友人・ケアマネや専門職のサポートを受けながら、最終的には自分で決めることです。

　これまで「援助」という言い方をしていましたが、現在は「支援」という言い方になっています。→「自立支援」という考え方です。

～尊厳ある暮らし・・・・・～

自分の意思が最大限尊重される暮らし

②利用者本位

利用者の選択により、多様な主体から保健医療サービス、福祉サービスを総合的に受けられる制度
（自分が望む暮らしぶりを実現するために必要な介護・福祉サービスの種類・組み合わせ、そして事業所や施設についても自分で選択することができる制度）

これまでは、行政が法令等の基準により、行政が一方的にサービスの種類や入所施設を決めていました。いわゆる「措置」という仕組みです。

私が福祉事務所で「老人ホーム」の仕事を担当していた時は「収容依頼者」という文書により、施設に入所の依頼していました。

サービス利用する際の主体は、あくまでも利用者自身であるという考え方です。言い方もそれまでの「対象者」から「利用者」に変わっています。

利用者が主体となってサービスを利用する仕組み

利用者とサービス提供事業者が対等な関係（契約）によりサービスを利用すること。よく言われている「措置から契約」と言うことです。

ここで、「措置から契約」の「契約」とは？

契約とは「申込み」に対して「承諾」すること（申込者と承諾する者の意志表示が一致することで成立する法律行為）介護保険の場合、利用者とサービス提供事業者　そして契約が成立するためには、双方が契約を締結する意思・行為能力があることが前提となります。判断能力が不十分な方が結んだ契約は取消することができます。

判断能力が不十分な方（※制限行為能力者）には、法律により後見人等がつくことになります。

行為能力（単独で取引を行う資格）を制限された者を**制限行為能力者**といいます。

民法は、**年齢または家庭裁判所の審判**という形式的な基準によって一定範囲の者を定め、それらの者の行為能力を一律に制限します。

制限行為能力者は、行為能力が制限された行為（法律行為）を単独で（自己の判断のみで）行うことができません。そこで、制限行為能力者の利益を図るために保護者が付けられます。

保護者は、制限行為能力者自らがする行為に助力し（**同意権**）、あるいは、制限行為能力者を代理して取引を行います（**代理権**）。

そして、制限行為能力者が保護者の同意なしに単独で行為した場合には、保護者はその行為を取り消すことができます（**取消権**）。

典型的な例は「未成年者」の場合です。

第4条　年齢18歳をもって、成年とする。
第5条（未成年者の法律行為）
1　未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。（略）
2　前項の規定に反する法律行為は、取り消すことができる。

※法定代理人（一般的には親）

喫煙・飲酒年齢は従来どおり、20歳未満は法律で禁止されている

○ 喫煙年齢　未成年者喫煙禁止法→「二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律」

○ 飲酒年齢　**未成年者飲酒禁止法**→「二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律」

今年の４月１日から、成人が20歳から18歳に引き下げられました。

ここで、介護保険制度の開始に伴い新たな課題が

　介護保険は、サービスの種類や施設を利用する場合、本人とサービス提供事業者が対等な立場で契約することによりサービスを利用する制度です。（自己選択・自己責任）

　認知症などにより判断能力が不十分な高齢者は、自分だけでは契約することができないため、介護サービスを利用することができないことにもなります。

　判断能力が不十分な方が介護保険サービスなどを利用できる仕組みとして、１８９６年（明治29年）公布の民法に規定され、戦後の民法改正時にも引き継がれた「禁治産」制度を大幅に改正してできたのが、**「成年後見制度」**です。

成年後見制度の基本理念

従来の「本人の保護」

＋

自己決定の尊重

残存能力の活用

ノーマライゼーションの理念の具体化

旧制度の欠陥を解決

① 禁治産という言葉が差別的であった。

→民法改正により、判断能力の程度により「後見」「保佐」「補助」の３類型に整理し、名称変更（総称：成年後見）

② 禁治産宣告を受けると、すべての権限が後見人に委ねられ、日用品の購入から選挙権まですべての権限が剥奪されていた。準禁治産宣告の場合は、逆に保佐人には重要な法律行為に関しての同意見のみが与えられ、取消権も代理権もなく実効性に欠けていた。

→「日常生活に関する行為」についての取消権の排除

③　軽度の認知症高齢者や知的障がい者は保護の対象とならなかった。

→　禁治産者を後見に、準禁治産者を保佐に補助を新たに加えた

④　戸籍に記載されたため、戸籍が汚れるなどの偏見が助長された。

→新たに「後見制度のみの台帳を作成」

＝成年後見登記制度

⑤　夫婦の場合は、必ず配偶者が後見人になることに決められていたため、老老介護などの場合に対応できなかった。

→　**配偶者法定後見制度は廃止**

⑥　後見人は必ず1人と定められていた。

→　**複数後見人の選任が可能**

⑦　社会福祉法人など法人が後見人になることも認められていなかった。

→　**法人後見人の選任が可能**

⑧　申立人は本人・家族・親族・検察官に限定されていた。

→　**市町村長申立が追加された**

●浪費者が単独の要件としては除外

●本人の意思尊重義務、身上配慮事務の新設

●居住用不動産に対する代理権制限

◎任意後見制度の新設

任意後見制度とは、将来、認知症などで判断能力が低下した場合に備えて、本人に十分な判断能力があるうちに後見人をあらかじめ自分で選び 、財産管理や身上保護などの代理権を与え、任意後見監督人が選任されたときから効力が生じる仕組みです。

※成年後見制度は民法を改正して実施されましたが、任意後見制度は「任意後見契約に関する法律」に基づいて実施されています。

ひとりで決めることが心配な人の
その人らしい生き方と安心を支える

成年後見制度

せいねんこうけんせいど

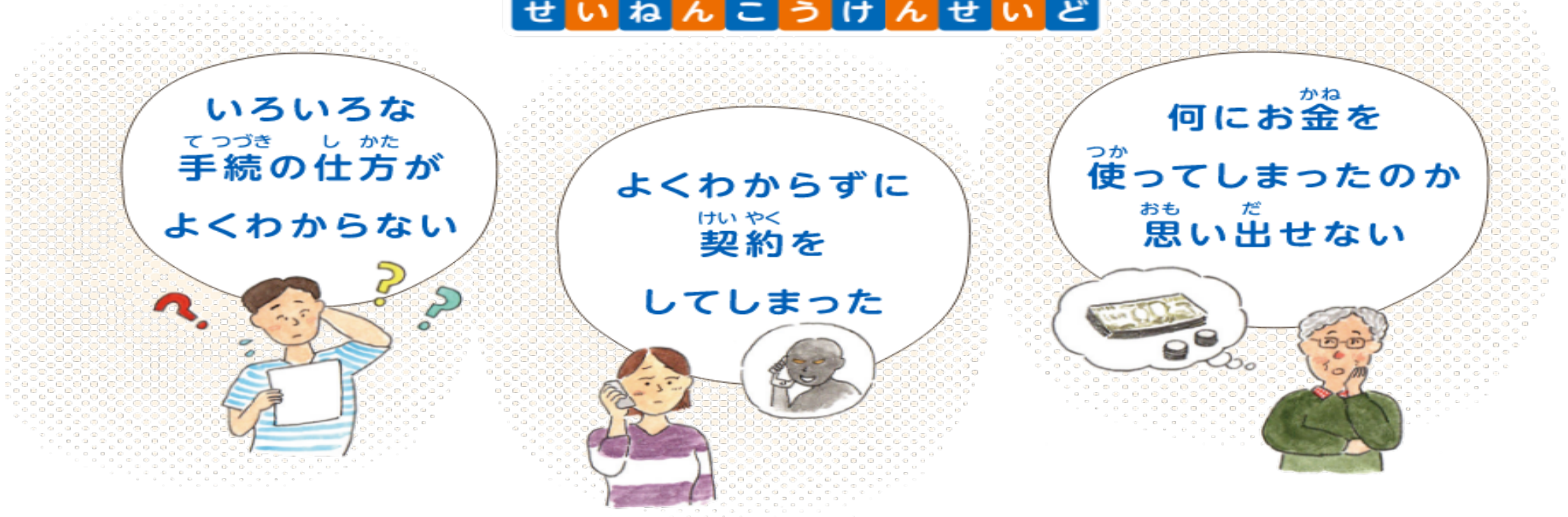

政府広報・厚生労働省・裁判所：HP

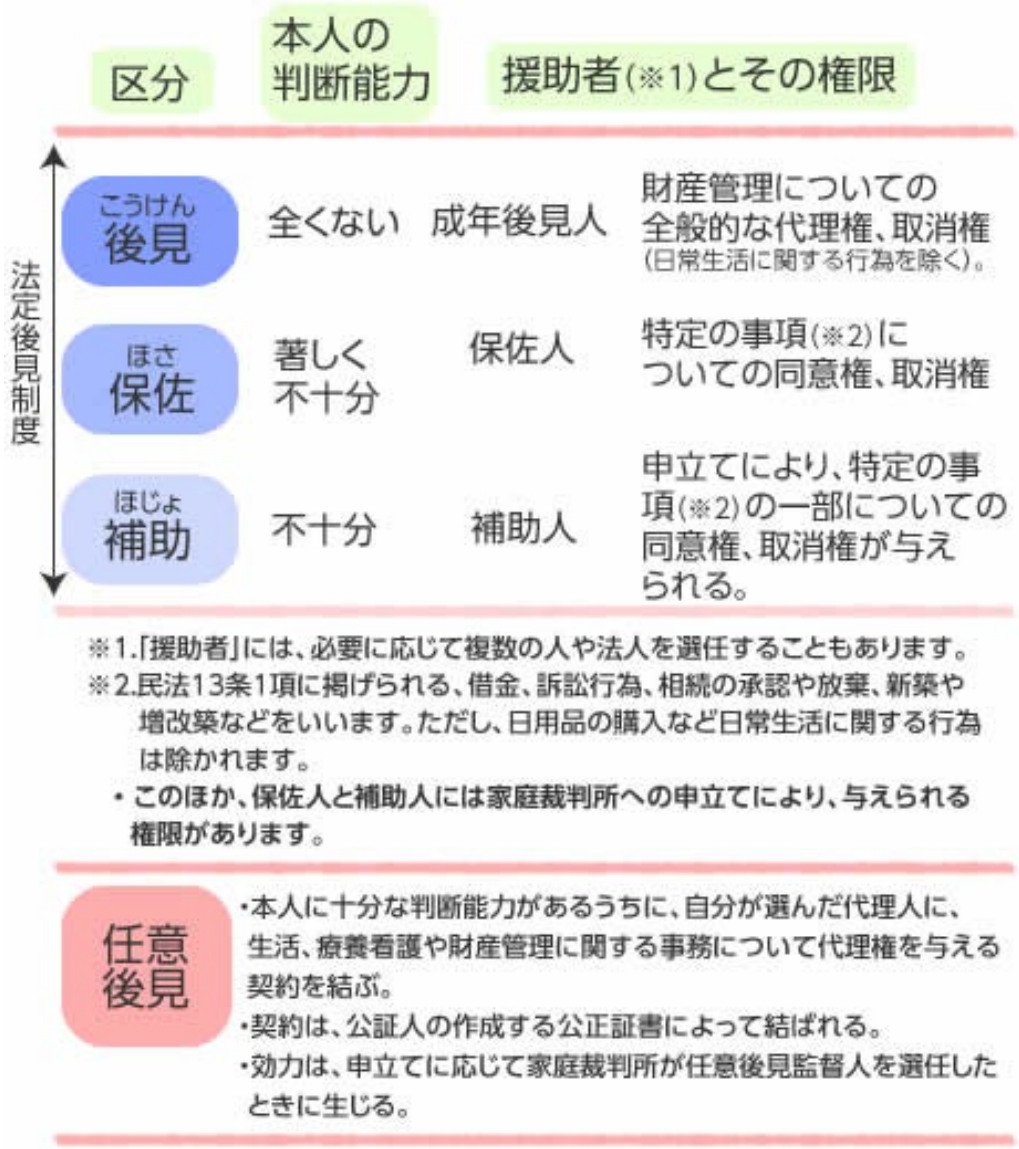

政府広報・厚生労働省・裁判所：HP

手続の流れ

判断能力が十分ではない方が
たとえば…

- 家を売りたいとき
- 福祉サービスを受けたいとき
- 遺産分割をしたいとき

1人でするには不安がある。
1人ではできない。

任意後見契約

公正証書によって行います。

公証役場

判断能力が不十分になったとき

申立て

●補助／保佐／後見
の開始の申立て

[申立時に提出していただくもの]

- 申立書
- 診断書（成年後見用）
- 申立手数料（1件につき800円分の収入印紙）
- 登記手数料（2,600円分の収入印紙）
- 郵便切手
- 本人の戸籍謄本

など

詳しくは，家庭裁判所に用意されている一覧表などでご確認ください。

●任意後見監督人
選任の申立て

＊申立て後は，裁判所の許可を得なければ取り下げることはできません。

調査等

★裁判所から事情をお尋ねすることがあります。

★本人の判断能力について鑑定を行うことがあります。
（別途費用がかかります。）

審判

監督

※監督の流れ

家庭裁判所

- 任意後見監督人
- 成年後見監督人など
- 任意後見人
- 成年後見人など

援助

◎身の回りに配慮しながら財産を管理します。

成年後見登記

審判内容は戸籍には記載されません。

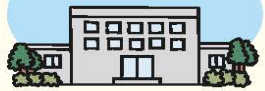

政府広報・厚生労働省・裁判所：HP

23年目を迎えている

介護保険制度と成年後見制度の現状と課題

日本の人口の推移について

○　日本の人口は近年減少局面を迎えている。
○　2065年には総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率は38%台の水準になると推計されている。

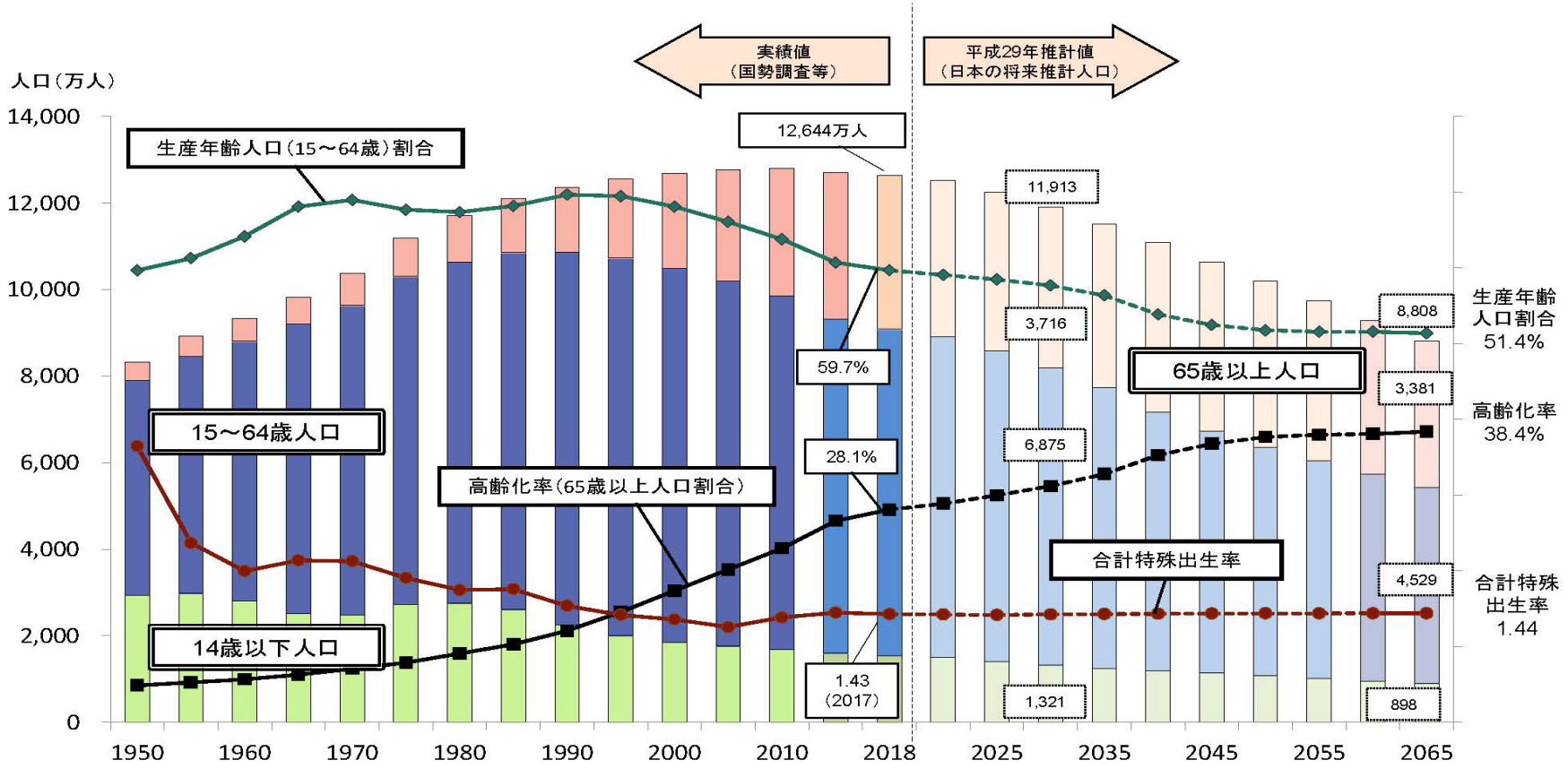

（出典）　2018年までの人口は総務省「人口推計」（各年10月1日現在）、高齢化率および生産年齢人口割合は、2018年は総務省「人口推計」、それ以外は総務省「国勢調査」
2017年までの合計特殊出生率は厚生労働省「人口動態統計」、
2019年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）：出生中位・死亡中位推計」

政府広報・厚生労働省・裁判所：HP

ところが、今後、急速に高齢化が進み、やがて、「１人の若者が１人の高齢者を支える」という厳しい社会が訪れます。

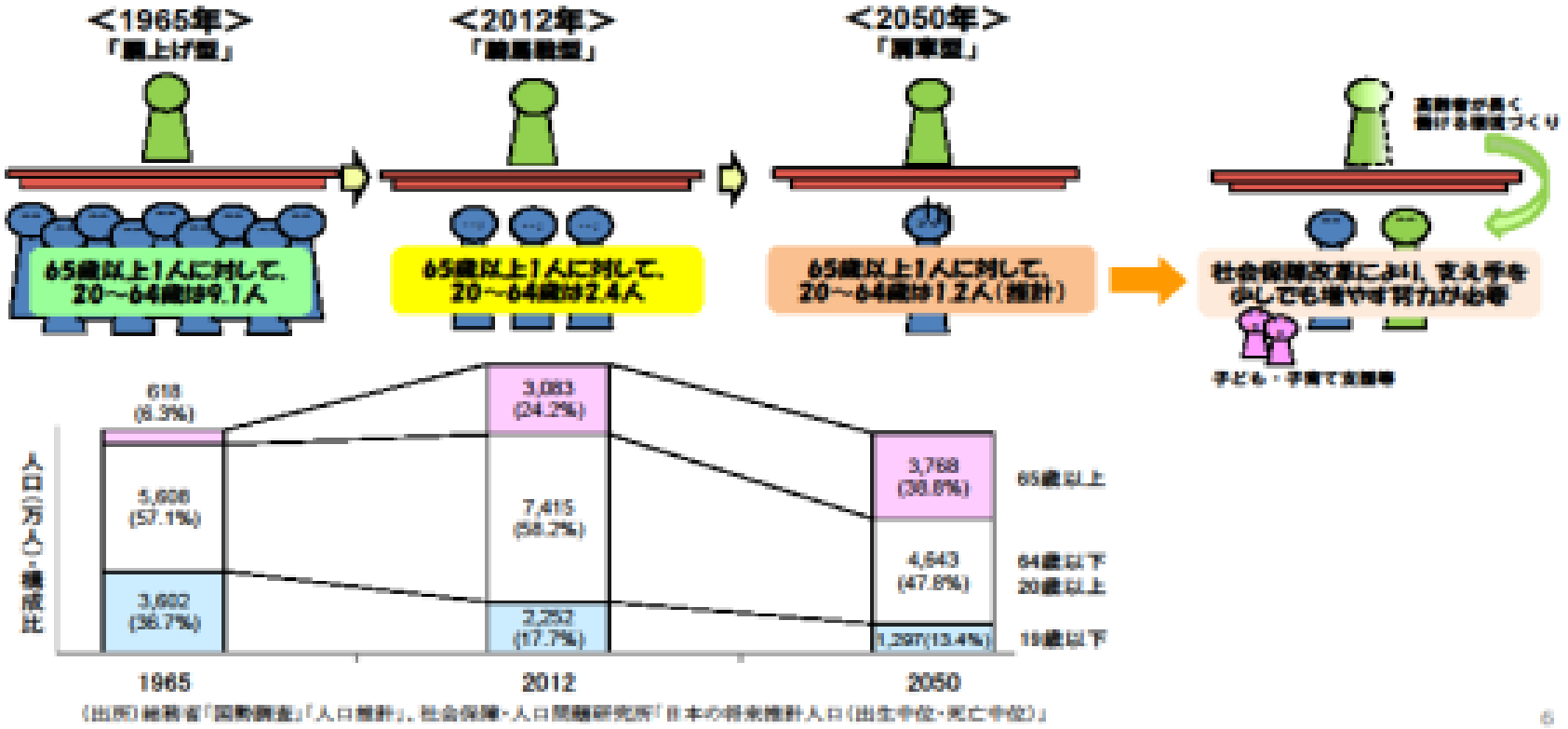

（出所）総務省「国勢調査」「人口推計」、社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（出生中位・死亡中位）」

政府広報・厚生労働省・裁判所：HP

要介護度別認定者数の推移

要介護（要支援）の認定者数は、平成31年4月現在659万人で、この19年間で約3．0倍に。このうち軽度の認定者数の増が大きい。また、近年、増加のペースが再び拡大。

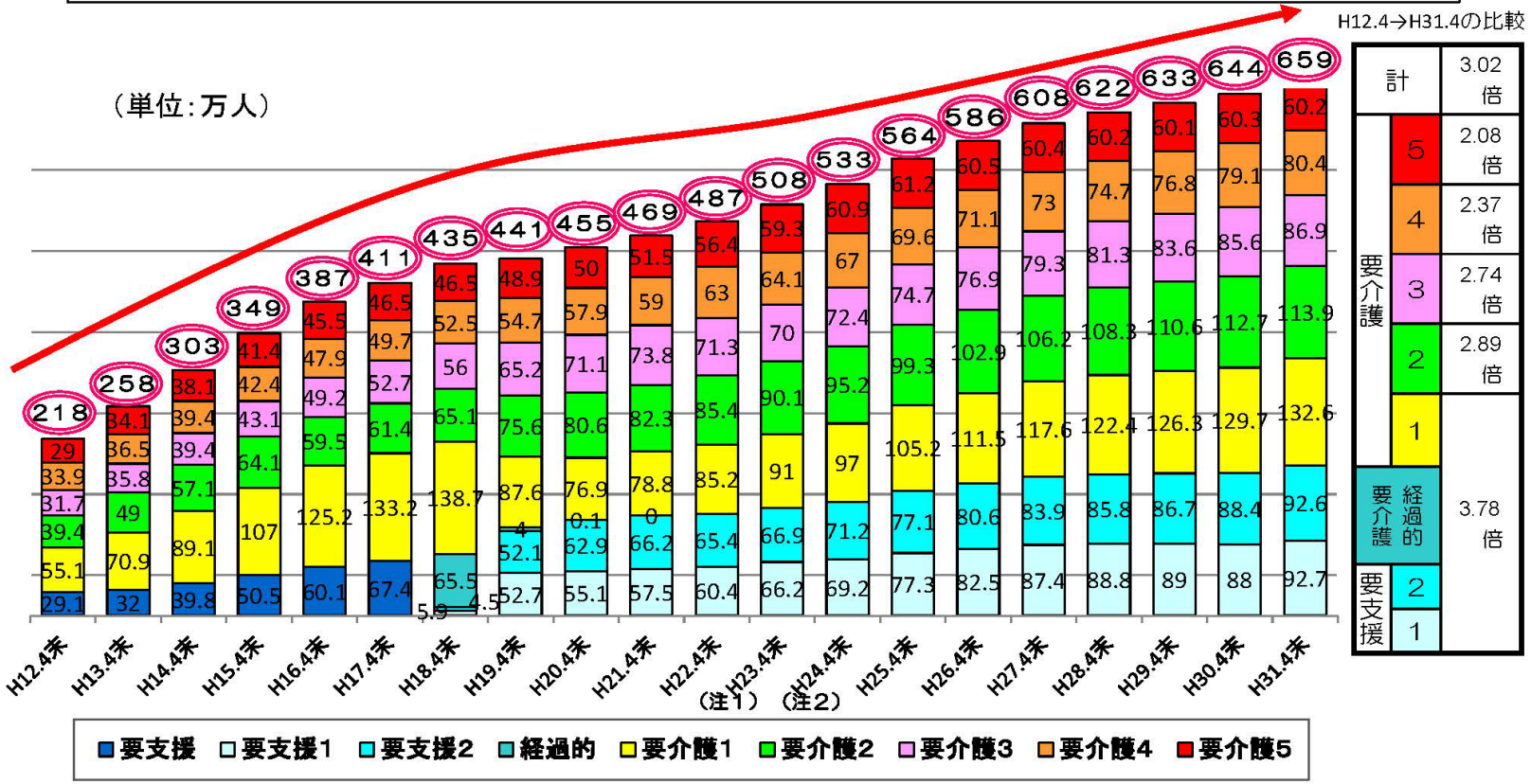

注１）H23.4月末の数値には、陸前高田市、大槌町、女川町、桑折町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町は含まれていない。

注２）H24.4月末の数値には、楢葉町、富岡町、大熊町は含まれていない。

（出典：介護保険事業状況報告）

政府広報・厚生労働省・裁判所：HP

介護費用と保険料の推移

○　給付費・事業費

介護保険の保険給付費・地域支援事業費（※）は、年々増加

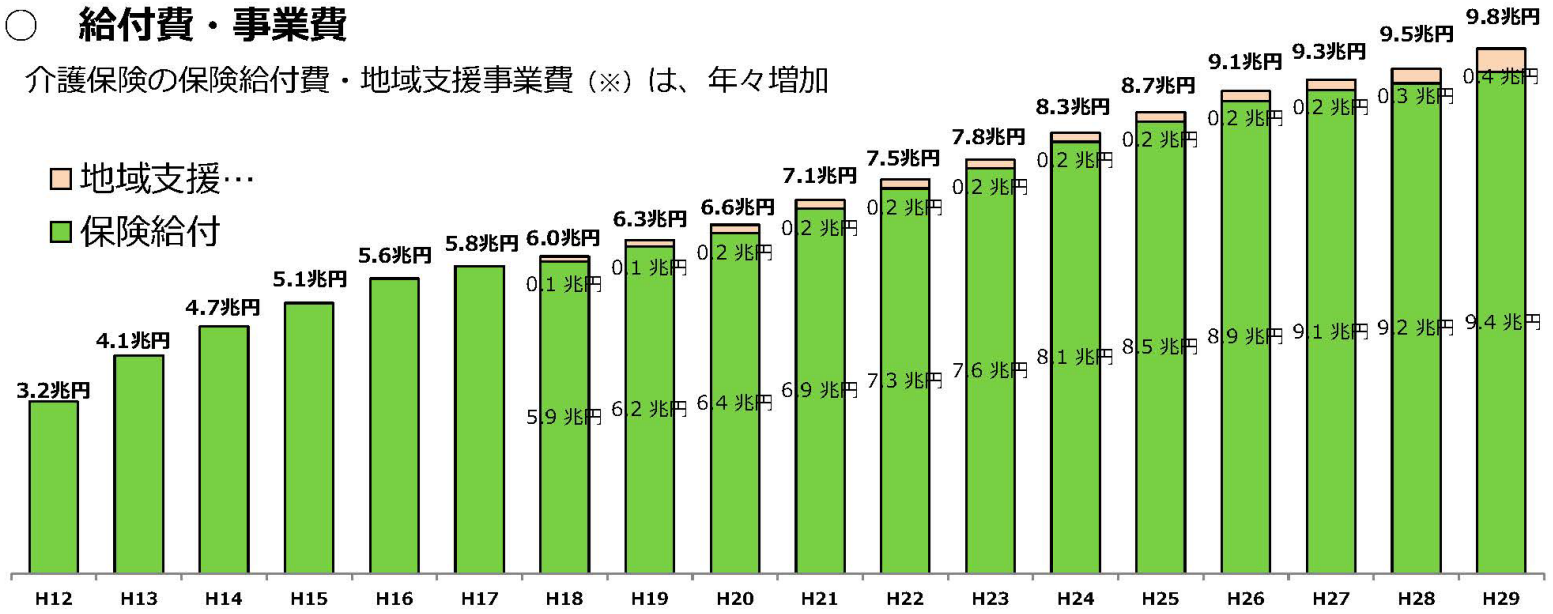

※１　介護保険に係る事務コストや人件費などは含まない（地方交付税により措置されている）。
※２　保険給付及び地域支援事業の利用者負担は含まない。

○　65歳以上が支払う保険料　〔 全国平均（月額・加重平均）〕

第1期（H12～14年度）（2000~2002）	第2期（H15～17年度）（2003~2005）	第3期（H18～20年度）（2006~2008）	第4期（H21～23年度）（2009~2011）	第5期（H24～26年度）（2012~2014）	第6期（H27～29年度）（2015~2017）	第7期（H30～R2年度）（2018~2020）
2，911円	3，293円（+13%）	4，090円（+24%）	4，160円（+1.7%）	4，972円（+20%）	5，514円（+11%）	5，869円（+6.4%）

政府広報・厚生労働省・裁判所：HP

成年後見制度の利用状況等について

○　今後、認知症高齢者の増加や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性が高まっていくと考えられる。

○　一方で、現在の成年後見制度の利用状況をみると、**成年後見制度の利用者数は、近年増加傾向**にあるものの、その利用者数は**認知症高齢者や知的障害者、精神障害者の数と比較して著しく少ない**。

＜認知症者数 ※1＞
約600万人（推計値：令和2年）

＜軽度認知障害 ※2＞
約400万人（推計値：平成24年）

＜知的障害者数（在宅）※3＞
約　96万人（平成28年）

＜精神障害者数（外来）※4＞
約389万人（平成29年）

※1 「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」（平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業　研究代表者　二宮利治）
※2 「都市部における認知症有病率と認知症の生活機能障害への対応」（平成24年度厚生労働科学研究費補助金認知症対策総合研究事業　研究代表者　朝田隆）
※3 厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」
※4 厚生労働省「患者調査」より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部で作成

＜成年後見制度の利用状況 ※5＞

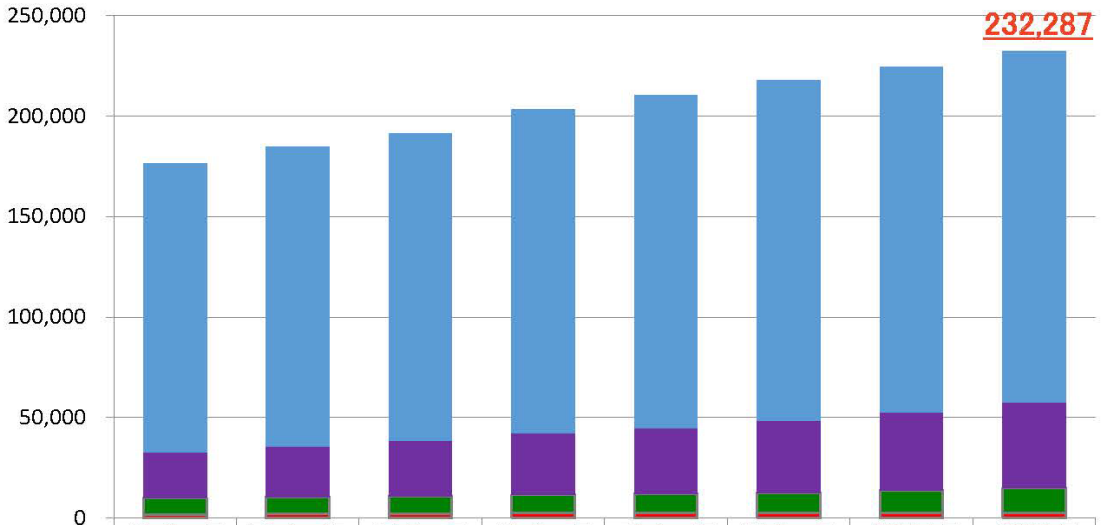

	平成25年12月末日	平成26年12月末日	平成27年12月末日	平成28年12月末日	平成29年12月末日	平成30年12月末日	令和元年12月末日	令和2年12月末日
成年後見	143,661	149,021	152,681	161,307	165,211	169,583	171,858	174,680
保佐	22,891	25,189	27,655	30,549	32,970	35,884	38,949	42,569
補助	8,013	8,341	8,754	9,234	9,593	10,064	10,983	12,383
任意後見	1,999	2,119	2,245	2,461	2,516	2,611	2,652	2,655
計	176,564	184,670	191,335	203,551	210,290	218,142	224,442	232,287

※5　最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」より、厚生労働省成年後見制度利用促進室にて作成。

政府広報・厚生労働省・裁判所：HP

成年後見制度の利用対象者のイメージについて（定量的把握）

○　既存統計等から、福祉による権利擁護支援や成年後見制度による支援の必要性がある可能性のある対象者数と、将来的に成年後見制度による支援の必要性が生じる可能性のある対象者数を整理したところ、**成年後見制度の利用者数と乖離が見られた**。

○　引き続き、福祉による権利擁護支援に取り組むほか、成年後見制度の利用が必要な人を適切に制度につなぐ取組を進める必要がある。加えて、今後の制度利用者の増加に対応できるよう、支援の担い手を拡充する取組や、専門職などの限られた人的資源を有効的・効率的に活用するために、後見人等の選任・交代を柔軟に進めていく取組が必要。

権利擁護支援の定量的なニーズ関係イメージ

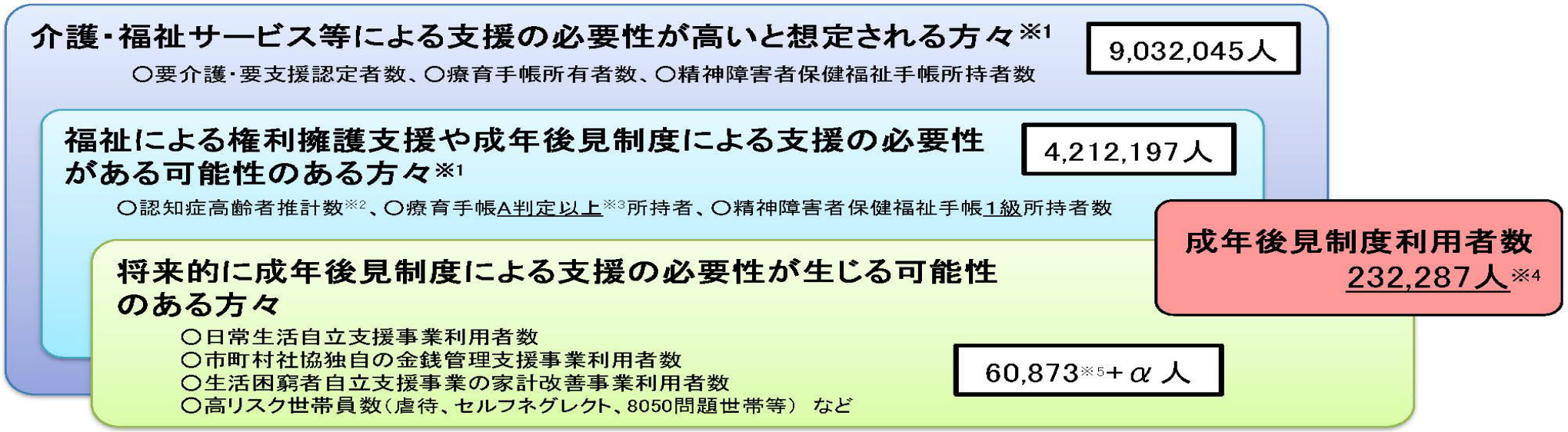

（出所）宮崎県、香川県、豊田市等の資料を参考に、厚生労働省成年後見制度利用促進室にて作成。
※1　厚生労働省「令和2年度成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査」
※2　厚生労働省「令和2年度成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査」から、「要介護・要支援認定者数」と「認定申請数のうち認知症高齢者の日常生活自立支援度Ⅱ以上に該当する割合」を用いて推計
※3　都道府県によって判定が異なる（最重度・重度、A1・A2など）
※4　最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」
※5　厚生労働省「令和2年度成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査」から、日常生活自立支援事業の利用者数を掲載

政府広報・厚生労働省・裁判所：HP

親族後見人と第三者後見人の選任割合の長期推移について

○　成年後見人等（成年後見人、保佐人及び補助人）と本人との関係性について、**親族後見人（配偶者、親、子、兄弟姉妹及びその他親族）が後見人に選任される割合は、減少傾向**にある。

○　**平成24年に第三者後見人の選任割合が親族後見人の選任割合を上回り、それ以降も親族後見人の選任割合は減少傾向が継続**している。

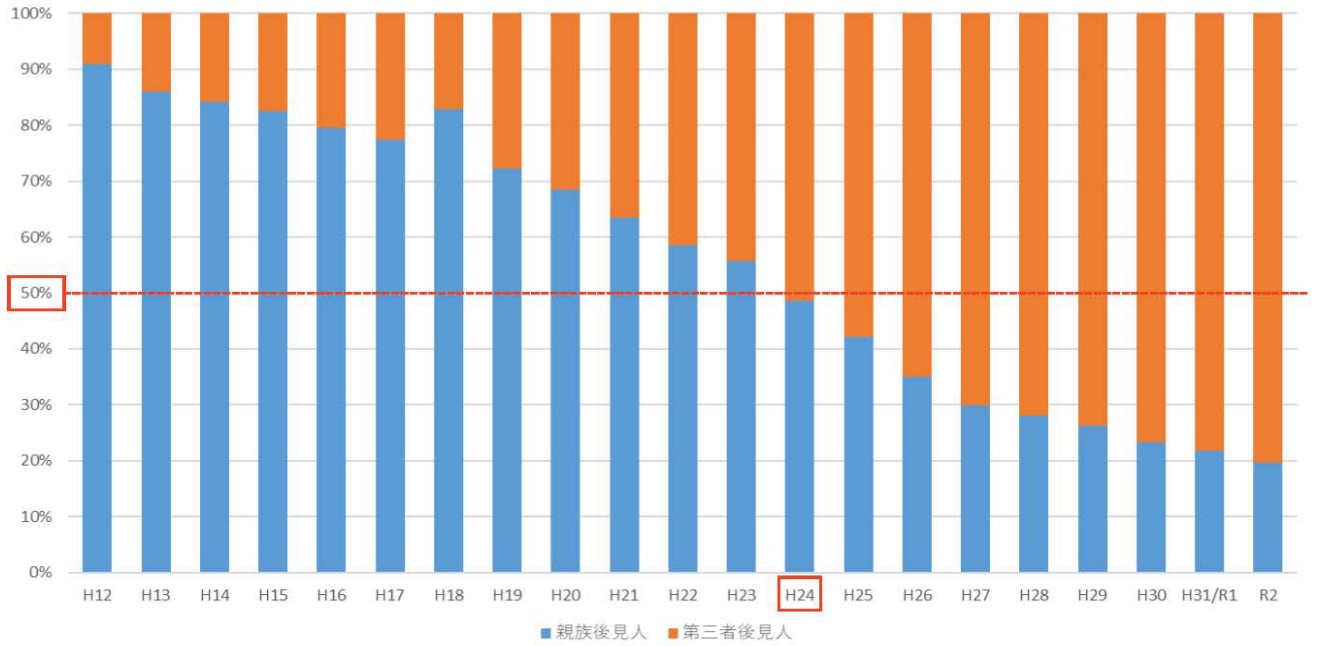

（%）	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31/R1	R2
親族後見人	90.9	85.9	84.1	82.5	79.5	77.4	82.9	72.2	68.5	63.5	58.6	55.6	48.5	42.2	35.0	29.9	28.1	26.2	23.2	21.8	19.7
第三者後見人	9.1	14.1	15.9	17.5	20.5	22.6	17.2	27.7	31.5	36.5	41.4	44.4	51.5	57.8	65.0	70.1	71.9	73.8	76.8	78.2	80.3

（出所）最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」より、厚生労働省成年後見制度利用促進室にて作成。
※後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象としている。
※統計期間がH12～19までは年度（4～3月）であるが、H20以降は暦年（1～12月）であるため、H20.1～3月の件数がH19とH20に重複して計上されている。

政府広報・厚生労働省・裁判所：HP

成年後見制度の申立件数の長期推移と関連法・制度について

○　成年後見関係事件（後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件）の申立件数は、平成24年まで増加傾向にあったが、**平成24年以降は横ばい**となっている。

申立件数の長期推移

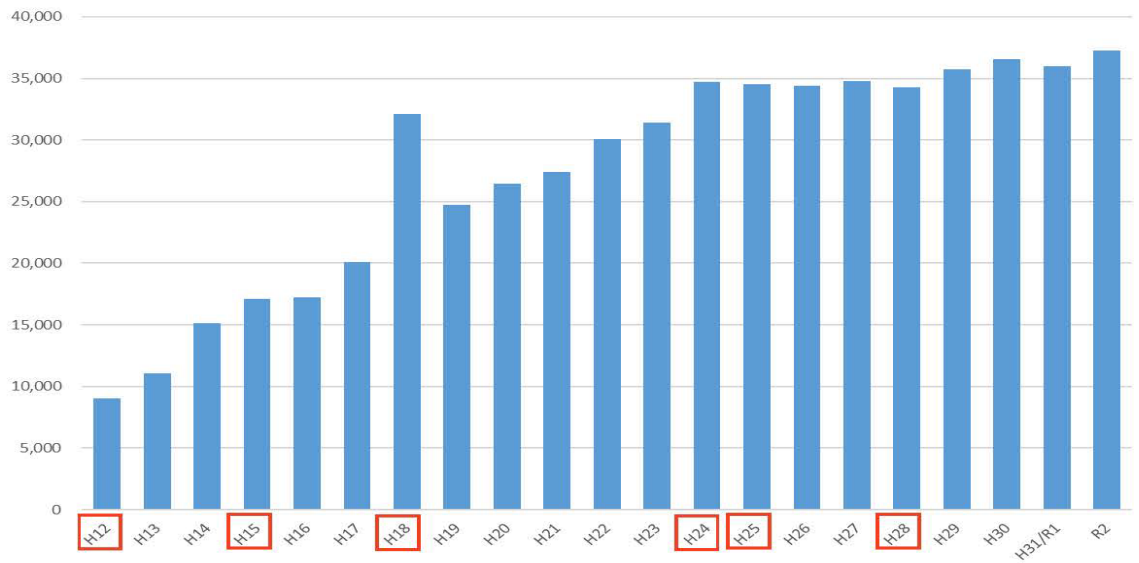

福祉・司法における主な関連法・制度の動向

H12(2000)年　［福祉］**介護保険制度の開始**
→措置から契約へ
老人福祉法等の施行
→市町村長申立権限の規定
［司法］**民法の改正法、任意後見契約に関する法律の施行**
→成年後見制度の開始

H15(2003)年　［福祉］**支援費制度の開始**

H18(2006)年　［福祉］**介護保険法等の一部を改正する法律の施行**
→地域包括支援センター開始
高齢者虐待防止法の施行
→虐待防止における制度利用促進
障害者自立支援法施行

H24(2012)年　［福祉］**障害者虐待防止法の施行**
［司法］**後見制度支援信託の導入**

H25(2013)年　［福祉］**障害者総合支援法の施行**
［司法］**家事事件手続法の施行**

H28(2016)年　**成年後見制度利用促進法の施行**

（件）	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31/R1	R2
申立件数	9,007	11,088	15,151	17,086	17,246	20,124	32,125	24,727	26,456	27,397	30,079	31,402	34,689	34,548	34,373	34,782	34,249	35,737	36,549	35,959	37,235

（出所）最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」より、厚生労働省成年後見制度利用促進室にて作成。
※後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象としている。
※統計期間がH12～19までは年度（4～3月）であるが、H20以降は暦年（1～12月）であるため、H20.1～3月の件数がH19とH20に重複して計上されている。

政府広報・厚生労働省・裁判所：HP

第２部　成年後見制度の利用促進を図るために
～成年後見制度利用促進計画～

引き続き、ご参加ください・・・・・

第１部　ご清聴ありがとうございました。